

日本政府に対する財政報告の提出

合衆国軍隊の日本政府に対する財政報告書の提出について昭和31年(1956年)1月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

合衆国軍隊は日本政府に対し以下の予算、財政及び会計行政についての報告を提出する。

1 合衆国軍隊の交付金円予算毎年度見積書

- (1) 期日 毎年12月1日
- (2) 合衆国歳出資金の部分には維持費の見積りを記載し、各軍の現行内規に従って作成される。
- (3) 円交付金の部分は、日本の目及び目の細分によって作成され、これに対応する合衆国の目を示す。
- (4) 合衆国軍隊は日本の目又は目の細分間における流用を認められる。

2 円交付金の四半期毎示達要求書

- (1) 期日 日本会計年度の各四半期前15日まで
- (2) 示達要求は日本会計年度の各四半期に対し25%-25%-25%-25%の基準でなされる。
- (3) 日本会計年度の各四半期の最初の10日間に、日本政府は合衆国軍隊に対し円交付金の四半期示達額を移し替える。すなわち日本政府より合衆国政府へ円を物理的に移転する。

3 円交付金支出額月報

- (1) 期日 各月後25日以内
- (2) 月報には各支出証憑書類の写1部づつを添付する。
- (3) 報告は合衆国の目の区分によってなされる。

4 在日合衆国軍隊維持費の四半期報

- (1) 期日 各四半期後 27 日以内
- (2) 報告は駐留軍維持費を記載し各軍の現行報告様式によって作成される。更に陸軍についての報告は、合衆国軍隊維持費とその他のものと分けて示し、できるかぎり歳出費目は歳出類似費目群にわけて作成する。

5 合衆国軍隊がドル貨をもって購入した円の使用に関する月報

- (1) 期日 各月後 25 日以内
- (2) 報告は(1) 合衆国支出官によりドルをもって購入された円の個人、準公用、公用別使用状況、(2) 軍用銀行施設に指定された各米国金融機関を通じドルをもって購入された円の総額、及び(3) 、(1) と(2) に示された数字の個人、準公用、公用別要約を記載する。